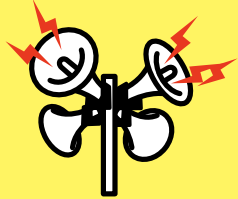


万が一…弾道ミサイルが落下したら

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える全国瞬時警報システム「Jアラート」を活用して、あらゆる情報伝達手段で緊急情報を皆さんにお知らせします。

本市では次の手段で緊急情報をお知らせします



防災行政無線



緊急速報メール など
災害情報メール



緊急告知ラジオ

例えば… 「ミサイル発射。ミサイル発射。
●●からミサイルが発射された模様です。
建物の中、または地下に避難してください。」

※災害情報メールは市ホームページから登録できます。

メッセージがなされたら

落ち着いて、直ちに行動してください

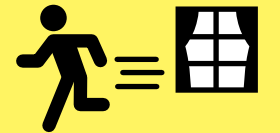
**屋外に
いる場合** 近くの建物の中か、
地下に避難する



建物がない場合 物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る



**屋内に
いる場合** 窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する



避難の際は、情報入手できるように、ラジオやスマートフォン携帯電話などを持って避難してください

詳しくは、内閣官房 国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/mobile/index.html>)
または危機管理防災総室 (☎096-328-2490) へ。



Jアラートを活用した防災行政無線などのテスト放送

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、テスト放送などを実施します。このテストは、Jアラートを活用して情報伝達手段を自動起動させ、防災行政無線、災害情報メール、緊急告知ラジオの放送(配信)を行います。

期日 11月14日(火)午前11時ごろ

内容

防災行政無線・緊急告知ラジオ

【内容】
チャイム音 → 「これは、Jアラートのテストです」(3回)
+「こちらは、防災熊本市役所です」 → チャイム音

災害情報メール

【内容】
「これは、Jアラートのテストです」

(危機管理防災総室 ☎096-328-2490)

「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」を改正

12月1日から「応急的危険回避措置」を施行します

熊本地震の影響により、管理不全な空き家の相談が急増しています。

適正な管理が行われていない「所有者不在の建物」や、所有者が管理できていない「倒壊などの著しく保安上危険な状態の建物」があります。

そのため12月1日からは、人命、身体、財産に重大な被害が生じることを防ぐため、本市で「応急的危険回避措置」をとることができるようになります。

具体的には……

- ・飛散の可能性のある屋根や外壁への飛散防止ネットの設置
- ・倒壊の危険性の高い建物周囲へのカラーコーンの設置 など

最低限度の措置を行います。措置に要した費用は所有者などに請求します。

空家等対策の
推進に関する特別措置法

熊本市老朽家屋等の
適正管理に関する条例

建物の管理は所有者などの責務です

家屋などが適正に管理されないまま放置されると、建物の倒壊や建築部材の脱落・飛散などにより周辺に危害が生じるおそれがあるなど、さまざまな問題が生じます。

あなたが住んでいた家、あなたの家族が住んでいた家の管理は大丈夫ですか。
今一度、ご確認ください。

ご近所の方との
トラブルに
つながります

壊れた窓ガラスや瓦、
外壁が落ちて
通行者に怪我をさせて
しまうことも…

建物の傷みから
倒壊の危険性が
生じます

他人に被害を
与えた場合、
損害賠償を請求される
ことがあります

老朽家屋などの適正な管理について、詳しくは、市ホームページまたは建築指導課(☎096-328-2513)へ。